

二酸化炭素等消火設備による事故防止について（注意喚起）

本件の概要

2021年4月20日
経済産業省

令和3年4月15日、東京都新宿区のマンション地下1階駐車場において、内装業者が天井ボードの貼り替え作業を行っていたところ何らかの原因で二酸化炭素消火設備が作動し、取り残された作業員4名が死亡、1人が意識不明の重体となる事故が発生しました。昨年末以降、令和3年1月23日、東京都港区のビル地下1階駐車場内ボンベ室において、二酸化炭素消火設備の点検作業（作動点検等）中、二酸化炭素が放出し、ビルメンテナンスの作業員2名が死亡される事故、令和2年12月22日、愛知県名古屋市のホテルの機械式立体駐車場において、メンテナンス作業中、二酸化炭素消火設備から二酸化炭素が放出し、1名が死亡、10名が重軽傷を負う事故が発生しています。いずれの事故も、高圧ガスである二酸化炭素等を利用しており、不適切な取扱いをすると、人的被害が発生する恐れがあります。二酸化炭素等消火設備の設置者、メンテナンス事業者等関係者におかれては、不活性ガス消火設備設置場所に立ち入る場合には十分に危険性を認識した上で、安全な取扱い等にご注意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

（参考）

消防庁、厚生労働省等のHPにも関連の情報が掲載されておりますので、参考にして頂き、不活性ガスを使用した消火設備の安全な取扱いをお願いします。

- 消防庁HP [🔗](#)
- 厚生労働省HP [🔗](#)
- 高圧ガス保安協会HP [🔗](#)

お問合せ先

産業保安グループ 高圧ガス保安室

https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/sangyouhoan-kouatsu/koatsu_toiawase